

平成28年5月31日
京都市交通局
企画総務部財務課

現場代理人の常駐義務の取扱いについて（変更）

工事における現場代理人の常駐義務については、平成26年6月通知「現場代理人の常駐義務の取扱いについて」のとおり取り扱っているところですが、このたび、建設業法施行令の一部を改正する政令が施行されることに伴い、同通知の1の(1)（常駐義務を緩和するための条件のうち、工事請負金額の要件）につき、下記のとおり変更いたします。

記

○変更内容

変 更 前	変 更 後
1 常駐義務を緩和するための条件 (1) 税込請負金額が <u>2,500万円</u> （建築一式工事については、 <u>5,000万円</u> ）未満の工事であること。	1 常駐義務を緩和するための条件 (1) 税込請負金額が <u>3,500万円</u> （建築一式工事については、 <u>7,000万円</u> ）未満の工事であること。

○実施時期

平成28年6月1日以降の契約締結分から実施します。